

手 数 料 表

当社は人材紹介手数料に関し、職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記のとおり手数料として申し受けます。

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の上限及び負担者
求人受付時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 30% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用期間中(雇用契約が 1 年を超える場合は最大 1 年分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 30% 手数料負担者は求人者とする。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 30% 手数料負担者は求人者とする。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 10,000 円 【活動費】 1 日当たり 20,000 円 【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金の 50% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用契約が 1 年を超える場合は最大 1 年分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50% 手数料負担者は求人者とする。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【着手金】 1 名当たり 30,000 円 【相談・助言終了時】 1 名当たり 30,000 円 【成功報酬】 1 名当たり 30,000 円 手数料負担者は関係先雇用主とする。

上記の手数料には、消費税は含まれておりませんので別途加算となります。